

別紙

滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県地域子育て支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 地域子育て支援拠点事業
- (11) 一時預かり事業
- (12) 病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、国庫補助金の

金額を上限とする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1および別紙様式3における「特定分」、「一般分」、「その他分」および「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により速やかに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または支社、支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。
- (8) この補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以

上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 市町は、市町以外の者が行う交付対象事業に対して、この補助金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)および(8)中「知事」とあるのは「市町長」と、(5)および(7)中「県」とあるのは「市町」と、(4)および(8)中「補助金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 市町長は、別紙様式2による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。この場合において、別紙様式2中「交付申請」とあるのは「変更交付申請」と読み替える。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書または変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定または決定の変更を行い、市町に対し別紙様式3により、速やかに決定内容およびこれに付す条件を通知するものとする。

2 市町は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 市町長は、毎年4月10日(第5条の(3)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式4による報告書を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、市町長に対し別紙様式5により、速やかに確定の通知を行う

ものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条および第10条に定める算定方法または手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。